みなべ町一般廃棄物処理基本計画【概要版】
令和７年３月
みなべ町

Ⅰ．計画策定の考え方

１．計画の概要

（１）計画策定の背景と目的

一般廃棄物処理基本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」）という。」第６条第１項の規定により当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する長期的な計画を定めるものです。

みなべ町（以下「本町」という。）においては、平成 23 年３月に「みなべ町一般廃棄物処理基本計画（以下「現行計画」という。）」を策定していますが、その計画策定後、第五次循環型社会形成推進計画が策定、食品ロス削減の推進に関する法律、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の成立、施行、第５次和歌山県廃棄物処理計画の策定など廃棄物行政を取り巻く状況にも変化が生じています。

これらの変化に対応し、長期的な視点を持った今後 15 年間のごみ処理行政の方向性を示すことを目的に、新たに一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

（２）計画期間

年度													
令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19	令和20	令和21
計画初年度	→	→	→	計画見直し	中間目標年度	→	→	→	計画見直し	中間目標年度	→	→	→	計画目標年度

Ⅱ．人口

１．人口の現状と将来推計（図１）

図１　本町の人口実績と将来人口推計結果

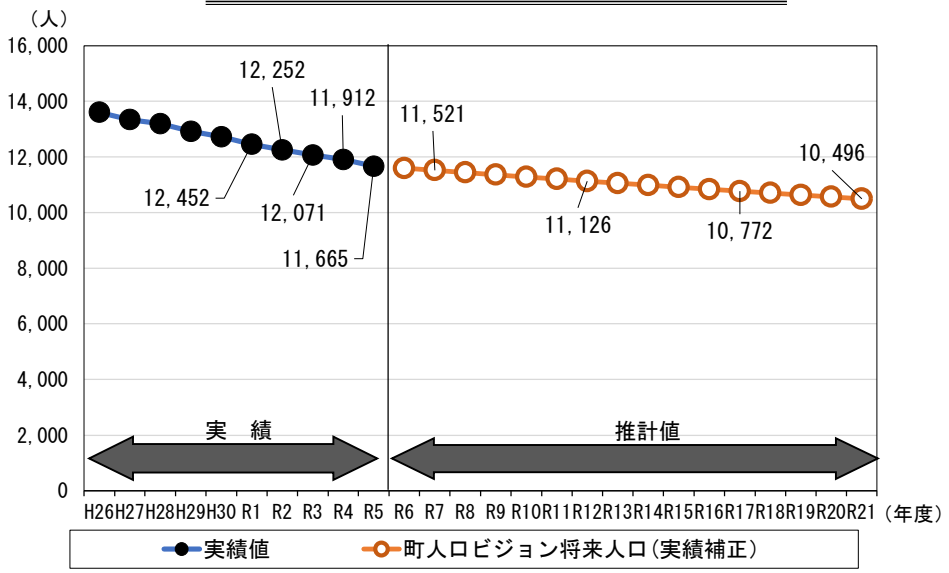

本町の人口は平成 26 年度から令和５年度の 10 年間で約 2,000 人（14.3%）減少し、令和５年度の実績は 11,665 人です。

本計画における将来人口は、目標年度である令和 21 年度には 10,496 人となり、令和５年度実績から 1,169 人減少すると推計しました。

Ⅲ．ごみ処理基本計画

１．ごみ処理の現状

（１）ごみ排出量の実績

①ごみ処理の流れ（図２）

本町では焼却処理する可燃ごみは田辺市ごみ処理場、不燃物は紀南広域廃棄物最終処分場で処理・処分され、資源ごみは民間の業者で資源化しています。

図２　ごみ処理の流れ

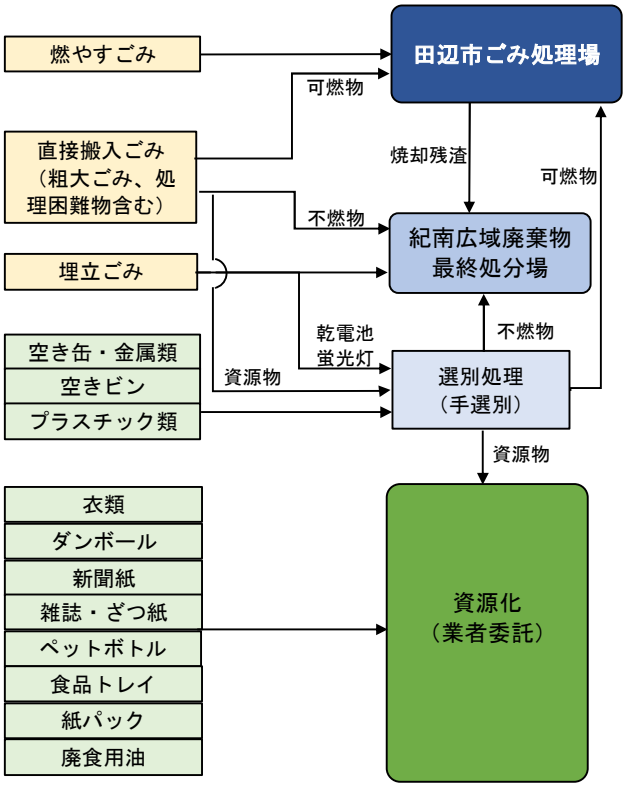

図３　ごみ排出量の実績

［総ごみ排出量の実績］

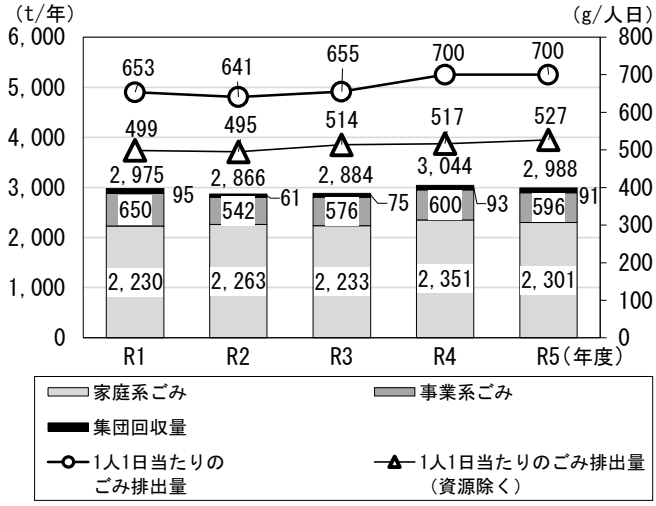

②ごみ排出量の実績（図３）

ごみ排出量に大きな変動はなく推移していますが、家庭系ごみ、事業系ごみともに、減少傾向にはありません。

（２）収集・運搬体制

基本的には「燃やすごみ」と「埋立ごみ」を指定袋で収集し、資源ごみを品目別に、指定袋収集と拠点回収しています。

（３）焼却処理・最終処分の現状

①焼却処理

本町では図２に示すとおり、平成 30 年度以降、年間 2,100ｔから 2,200ｔを田辺市ごみ処理場において焼却処理しています。

②最終処分

現在本町の年間 400ｔ程度をみなべ町最終処分場で処分しています。

（４）ごみの減量・再生利用の状況（図４）

本町では、○資源ごみ分別収集、○集団回収、○生ごみ処理機の購入費助成によりごみ減量・再生利用を推進しています。

令和5年度の資源ごみ量の実績は738ｔ、リサイクル率24.7％でした。

図４　資源ごみ排出量の実績

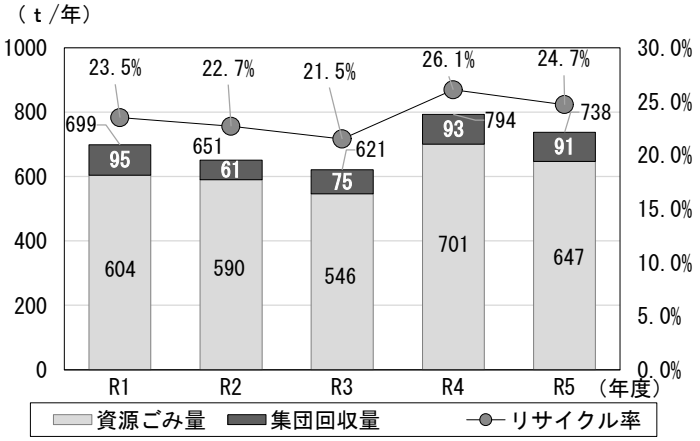

（５）現行計画の数値目標の達成状況（表１）

現行計画の目標年度は令和７年度です。燃やすごみの削減目標は令和７年度の目標値を達成しています。リサイクル率及び最終処分量の削減目標は目標値を達成していません。また、このリサイクル率の実績については年々減少傾向にあります。

表１　現行計画の数値目標の達成状況

指　標	H21 年度	R5 年度	R7 年度	目標値の達成状況
	実績	実績	目標値	
燃やすごみの削減目標	538（g/人日）	501（g/人日）	505（g/人日）以下 削減率：6.0%以上	目標値達成
リサイクル率	26.8（%）	24.7（%）	28（%）以上	未達成
最終処分量の削減目標	378（t/年）	459（t/年）	310（t/年）以下 削減率：18%以上	未達成

（６）ごみ処理の課題

①　ごみの排出抑制、減量化・資源化

■資源ごみ及び集団回収を含むごみ排出量の原単位は700g/人日で、全国平均や人口規模１万～3万人規模の自治体の平均より少ない状況にある。一方で、資源ごみ量や集団回収量は増加していないため、再生利用率は目標値に達していない。

引き続き排出抑制に努めるとともに、分別の徹底や新たな資源化を検討し、ごみの減量化・資源化の促進に努める必要がある。

②　収集・運搬、直接搬入

■収集・運搬は、家庭系ごみは委託業者、事業系ごみは許可業者により行っているが、多様化するごみ質に適切に対応するとともに町民の理解と協力を基にサービスの向上と収集・運搬効率の向上を図っていく必要がある。

■家庭系の直接搬入ごみが近年増加している。

■特別収集としてご高齢の方などが、「ごみ処理場へ直接持ち込みすることが難しい」という場合に役場の「特別収集」を利用できるようにしている。本町は超高齢社会であり、今後もさらに高齢化が進むことから、特別収集の範囲を拡大するなど、家庭系収集ごみの高齢者への対応も検討する必要がある。

③　中間処理

■本町のごみの焼却は平成 26 年４月からすさみ町、平成 30 年４月から田辺市で可燃物の焼却処理を委託している。

田辺周辺広域市町村圏組合の「田辺周辺広域一般廃棄物処理施設整備基本構想」によると令和 19 年度頃の稼働を目指して、広域処理施設の整備が進む予定である。

本町でも他市町と連携し、今後のごみ処理施設整備の推進に努めることが必要である。

④　最終処分

■本町は紀南広域最終処分場で埋立処分している。紀南広域最終処分場は令和３年７月の埋立開始から埋立期間は 15 年となっており、本町を含む紀南地域 10 市町のごみ処理施設等から発生する一般廃棄物等を安全に埋め立てる施設である。

本町は最終処分される割合が平均より多いことから最終処分量の減量化に努める必要がある。

⑤　その他

■海洋プラスチック対策

本町の豊かな海洋資源を守るため、一層のプラスチック使用量の削減と再利用、リサイクル、適切な廃棄方法の推進、啓発・教育活動が必要である。

２．計画の基本方針

ごみを減らし、廃棄物を適正に処理し、不法投棄対策を実施し、きれいな生活を送り、快適な日々を過ごすための一般廃棄物処理基本計画とします。

基本方針１：環境に配慮する

ごみの発生が少ない社会づくりを進め、環境への負荷をできる限り減らした循環型社会の形成に向けた施策を展開する。

基本方針２：環境教育の充実を図る

町民一人ひとりが、ごみを減らす工夫を心がけ、生活様式を見直し、ごみ問題に対する意識を高め、ものの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引きつぐため、情報の提供や環境教育の充実を図る。

基本方針３：４Ｒを基調とした施策を進める

従来の３Ｒ（リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））上流にあたるリフューズ（発生回避）を加えた４Ｒの優先順位を踏まえてごみの減量化・資源化を促進し、その上で、ごみの適正な処理体制の構築を図る

基本方針４：町民・事業者・行政一体でごみの適正処理に取組む

生産から流通、消費、廃棄に至るまで、環境へ配慮しながら、的確で効果的にごみ処理を進める必要がある。町民や事業者、そして行政それぞれが担うべき役割や責任について、相互に理解を深め、力を合わせながら、ごみの減量や資源の有効活用に向け社会全体で積極的に取り組む。

３．目標値と将来ごみ排出量

（１）目標値の設定

本計画の減量指標と目標値を表２のように設定します。

表２　減量指標と目標値

年度／指標	基準 令和５	中間目標 令和１２	中間目標 令和１７	目標 令和２１	備考
燃やすごみ（1 人 1 日当たりの排出量）（g/人日）	501	492	480	471	基準年度から 6%削減
リサイクル率（%）	24.7	26.0	27.2	28.0	現行計画目標値
最終処分量（t/年）の削減率（%）	459t/年（—）	413（10.0%）	392（14.6%）	376（18.1%）	基準年度から 18%削減

上記指標の目標値を達成した場合の指標の推移を図５～図７に示します。

また、減量目標値を達成した場合の将来ごみ排出量（t/年）の合計を図８に示します。

３つの指標の目標値を達成した場合、令和 21 年度のごみ排出量の合計は令和 5 年度実績から 12%削減した 2,628 t と予測しています。

図５　燃やすごみ（１人１日当たりの排出量）

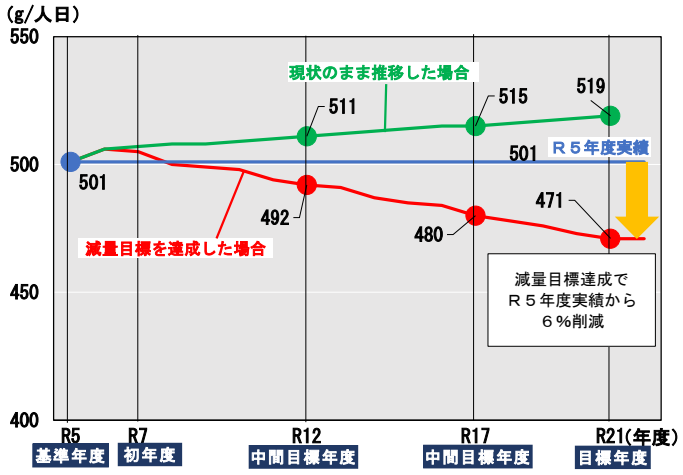

図６　リサイクル率

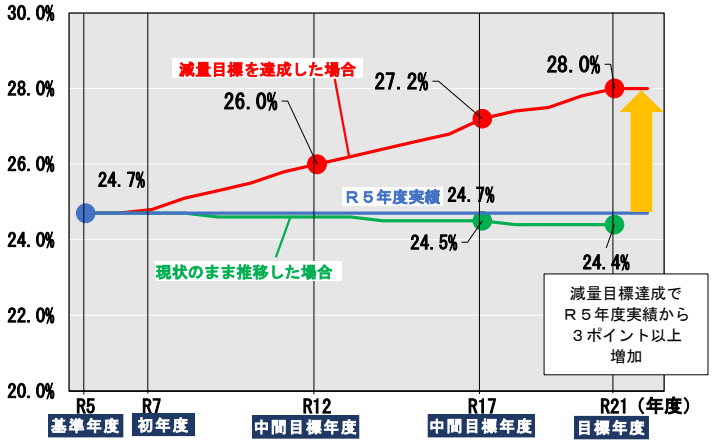

図７　最終処分量

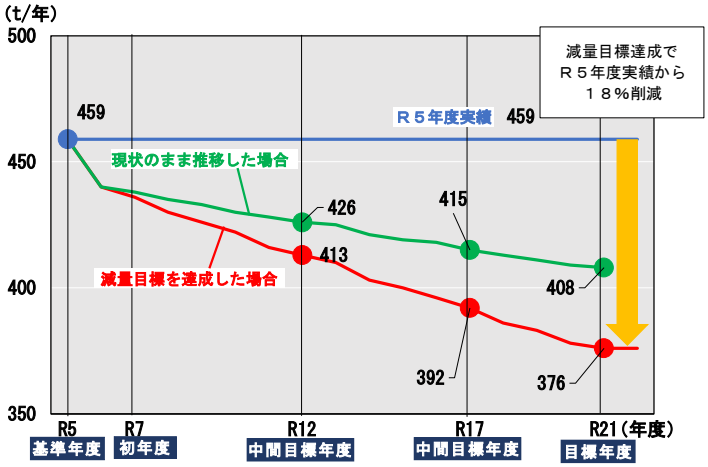

図８　減量目標値の達成状況のイメージ

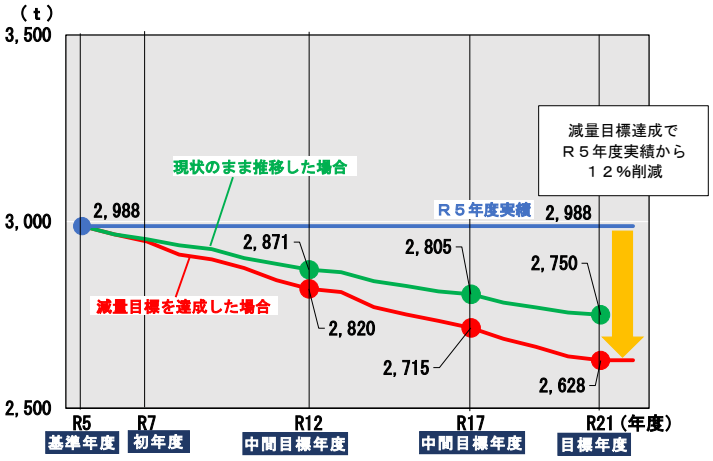

４．減量化・再資源化計画

１．排出抑制の方策

（１）町の役割

①環境教育、普及啓発の充実
②集団回収の促進
③一般廃棄物排出事業者に対するごみの減量化指導
④容器包装廃棄物の排出抑制
⑤環境物品等の使用促進

（２）住民の役割

①住民団体による集団回収の促進等
②容器包装廃棄物の排出抑制
③環境物品等の使用促進、使い捨て容器の使用抑制等

（３）事業者の役割

①発生源における排出抑制
②過剰包装の抑制
③流通包装廃棄物の排出抑制、繰り返し使用可能な容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制
④環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
⑤食品廃棄物の排出抑制

５．分別・収集・運搬計画

（１）収集・運搬対象物

・収集ごみの範囲は一般家庭ごみに限る。
・直接搬入ごみの範囲は一般家庭から排出される臨時多量ごみ、粗大ごみ（処理困難物）等及び家庭ごみと同種と見なされる事業系廃棄物とする。

（２）収集区域

・収集区域は現状どおり本町全域とする。

（３）収集・運搬体制

・現行の収集・運搬体制を継続する。

表３　ごみ処理主体の将来計画

ごみの種類		収集・運搬	処理・処分
燃やすごみ		委託・許可	委託（田辺市）
埋立ごみ		委託・許可	委託（紀南環境）
	乾電池、体温計、使い捨てライター	委託・許可	委託
資源ごみ	空き缶・金属類	委託・許可	委託
	空きビン	委託・許可	委託
	プラスチック類	委託・許可	委託
	衣類	委託・許可	委託
	ダンボール	委託・許可	委託
	ペットボトル	委託	委託
	食品トレイ	委託	委託
	紙パック	委託	委託
	新聞	委託・許可	委託
	雑誌・ざつ紙	委託・許可	委託
	廃食用油	委託	委託

図９　目標年度のごみ処理フロー

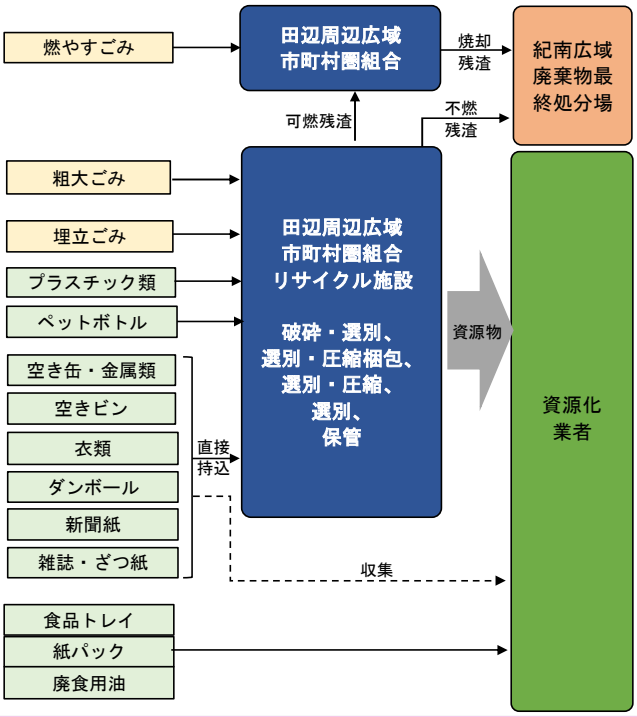

６．中間処理計画

計画目標年度の処理フローは図９に示す通りです。

７．最終処分計画

燃やすごみの焼却によって発生する焼却残渣及び埋立ごみ等の不燃物は紀南環境広域施設組合の最終処分場に埋め立てます。

８．その他ごみの処理に関し必要な事項

（１）災害対策

・ライフラインが喪失するような災害においては、適切に災害廃棄物の収集運搬、一時保管を行い、他自治体と相互に協力して迅速に対応する。
・民間業者の協力が得られるように協定を締結する。
・災害被災した近隣自治体からごみ処理の応援要請等があれば、本町のごみ処理能力の範囲内で迅速に対応する。

（２）不法投棄対策

不法投棄は生活環境や自然環境に大きな影響を及ぼすため、不法投棄に関する取り組みを強力に進めていく。
①啓発推進
②監視体制の強化
③投棄者への対応

（３）事業者の協力

製造者等に対して本町が求める協力の内容は、指定される廃棄物の種類、製造者等による回収・処理体制の整備状況等を勘案して定める。

Ⅳ．生活排水処理基本計画

１．生活排水処理施設の整備状況

表４　処理形態別人口の事績

単位：人

	実績				
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1. 計画処理区域内人口	12,452	12,252	12,071	11,912	11,665
1-1水洗化・生活排水処理人口	12,096	11,953	11,936	11,777	11,530
(1)コミュニティプラント	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽	1,505	1,256	1,104	1,243	1,127
(3)公共下水道	9,573	9,713	9,854	9,586	9,483
(4)農業集落排水施設	1,018	984	978	948	920
1-2水洗化・生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）	52	34	24	24	24
1-3非水洗化人口	304	265	111	111	111
2. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率（%）	97.1	97.6	98.9	98.9	98.8
水洗化率（%）	98.0	98.0	99.0	99.0	99.0

２．基本方針

（１）生活排水処理の理念と目標

住民に対し河川等の水質汚濁防止に対する住民意識の高揚に努め、のどかなやすらぎと潤いのある生活環境づくりを進める。

（２）生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理施設の整備には相当な年月を要する。地域の排水対策の必要性や緊急性に応じて①公共下水道、②農業集落排水、③合併処理浄化槽を順次整備する。

３．生活排水処理の状況

（１）生活排水処理体系の概要

本町の生活排水処理は公共下水道（単独）、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽により処理し、これらの施設が未整備の場合は単独処理浄化槽又は汲取りにより処理する。

（２）処理・処分の体系

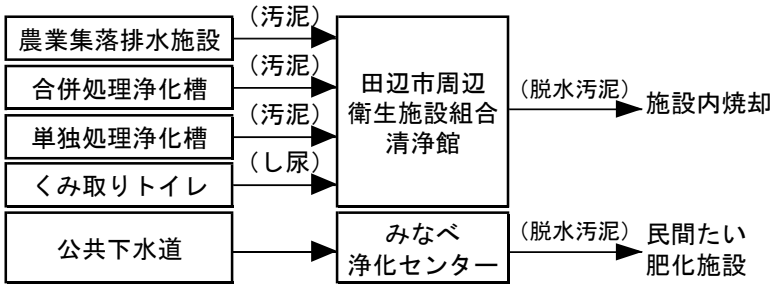

（３）処理主体

処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	処理主体
し尿・生活雑排水処理	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人
	公共下水道	汚水	みなべ町
	農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	みなべ町
雑排水未処理	単独処理浄化槽	し尿	個人
	くみ取りトイレ	し尿	個人

（４）課題の抽出

①生活排水処理の課題

令和５年度末の本町の汚水処理人口普及率は県平均、全国平均を上回っている。

しかしながら、生活雑排水の未処理世帯があることから引き続き下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を啓発していく必要がある。

②中間処理の課題

田辺市周辺衛生施設組合の清浄館は稼働開始から約 30 年が経過しており、今後は維持補修費の増大が懸念されるため、適切な維持補修計画を立案する必要がある。また、今後は水洗化・生活雑排水処理人口の増加により浄化槽汚泥の割合がさらに大きくなってくるため、浄化槽汚泥に由来する油脂分の除去などの対策が必要となる。

③最終処分の課題

田辺市周辺衛生施設組合の清浄館で発生した脱水汚泥は場内焼却炉にて焼却処分している現状にあるため今後は資源化を含めた処理方法を検討する必要がある。

４．生活排水処理基本計画

（１）処理形態別人口及びし尿・浄化槽汚泥排出量の予測結果

年度	実績	推計			
	2023 R5	2025 R7 初年度	2030 R12 中間目標	2035 R17 中間目標	2039 R21 計画目標
1. 計画処理区域内人口（人）	11,665	11,521	11,126	10,772	10,496
1-1水洗化・生活排水処理人口（人）	11,530	11,411	11,046	10,707	10,437
(1)コミュニティプラント（人）	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽（人）	1,127	1,113	1,078	1,043	1,020
(3)公共下水道（人）	9,483	9,422	9,191	8,975	8,792
(4)農業集落排水施設（人）	920	876	777	689	625
1-2水洗化・生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）（人）	24	21	17	14	13
1-3非水洗化人口（人）	111	89	63	51	46
2. 計画処理区域外人口（人）	0	0	0	0	0
生活排水処理率（%）	98.8	99.0	99.3	99.4	99.4
水洗化率（%）	99.0	99.2	99.4	99.5	99.6
し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量（kL/年）	4,472.9	4,140	3,619	3,272	3,078
し尿（kL/年）	1,016.9	812	575	467	421
単独処理浄化槽汚泥（kL/年）	570.4	497	403	333	309
合併処理浄化槽汚泥（kL/年）	2,885.6	2,831	2,641	2,472	2,348
1人1日あたりのし尿及び浄化槽汚泥の収集・処理量（L/人日）	9.7				
し尿（L/人日）	25.0	25.0			
単独処理浄化槽汚泥（L/人日）	64.9	64.9			
合併処理浄化槽汚泥（L/人日）	3.9	3.9			

（２）生活排水の処理計画

●排出抑制計画

くみ取りし尿は便槽への雨水の混入による増量化が生じないように指導を徹底する。また、生ごみは処理機での減量化や水切りをし、油脂は固形化等の処理や再資源化をすることにより生ごみや油脂類を排水として流さないよう協力を呼びかける。

●その他必要な事項

○住民に対する広報・啓発活動

公共水域の水質汚濁には、し尿のくみ取り家屋、単独処理浄化槽処理家屋から排出される未処理の生活雑排水の影響が大きいため、下水道への接続や合併処理浄化槽設置等、住民の協力による生活排水対策が効果的に行われるような広報・啓発活動を行う。

●し尿・汚泥の処理計画

①収集・運搬計画

収集運搬の範囲は現行どおり行政区域全域とする。し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は当面現行体制を維持する。

②中間処理計画

以下の点に留意する

◇し尿処理施設の耐用に応じた補修・改修

◇し尿・浄化槽汚泥収集量のうちし尿収集量が減少し、浄化槽汚泥の割合が増加することに由来する油脂分対策

③資源化・有効利用計画

し尿・浄化槽汚泥を中間処理した後の脱水汚泥について、田辺市ごみ処理場の助燃剤としての再利用を検討している。

みなべ町一般廃棄物処理基本計画【概要版】
発行日　令和7年3月
発　行　みなべ町　生活環境課
TEL　0739-72-3605　　FAX　0739-72-4187